

少年事件等に関する作成書類の簡略化について（例規通達）

昭和 40 年 5 月 28 日
栃防発第 3822 号ほか
栃木県警察本部長通達

少年事件等の処理を適正、かつ迅速に行うため作成書類簡略化の必要事項を定めたものである。

本通達の概要は、

- 趣旨
- 合理化する書類

である。